

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	除塩事業				担当部局庁		農村振興局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～				担当課室		整備部防災課		防災課長 小林 浩史		
会計区分	一般会計				施策名		—				
根拠法令	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律 第6条				関係する計画、通知等		—				
事業の目的	東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、塩害を取り除くために実施する。										
事業概要	東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、補助事業及び直轄事業で実施する。										
実施方法	■直接実施 □業務委託等 ■補助 □貸付 □その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		2,450		—		1,901		4,351		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
	津波により被害を受けた農地の経営再開面積		ha	7,600	15,000		除塩の実施面積		ha	(7,600) 3,480	
単位当たりコスト	5,460 (千円／10a)				算出根拠		1,901百万円／3,480ha(実施予定面積)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興に向け、農地・農業用施設等の速やかかつ着実な復旧を図ることが示されている。特に、除塩については復旧の第一歩として位置づけられており、施策の考え方と整合がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						被災地域は、今回の震災まで優良かつ大規模な食料供給基地であった。被災地域を新たな食料供給基地として再生する上でも、「農地や水利施設の1日も早い復旧を目指す」ことが必要であり、当該事業が必要不可欠である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						除塩マニュアルや実証実験の結果等も踏まえつつ、除塩事業を実施することにより、より高い効果・効率的な事業実施を図る。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						除塩事業は塩分濃度に基づく採択要件等があり、事業実施により塩分濃度が一定値以下になるよう進められている。今後も事業実施により効率性の検証等を進めていく。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						事業主体毎に、事業の採択要件が定められており、役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						被災農地は、農地として復旧することを基本としており、除塩事業は農地の復旧に必要不可欠なものである。実施に当たっては、他の事業と整合をとりつつ実施されるものである。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						当該事業は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる「査定前着工」の制度を活用し、早期復旧が可能である。また、当該事業の実施に当たっては、事業計画概要書の提出及び変更要件に合致する場合は、変更協議が必要となっており、一定の進行管理が行われている。					